

砂川市訓令第27号

令和5年6月22日

砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱（令和2年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について、必要な事項を定める」を「並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき市が行う検査、勧告、命令、確認の取消し等（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第5条中「指導形態」を「指導等の形態」に改める。

第7条中「次に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第15条の見出しを「（その他）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。